

# 「みかん栽培の礎を築いた有田みかんシステム」 ロゴマーク募集要項

## 1. 趣旨

令和3年2月19日、「みかん栽培の礎を築いた有田みかんシステム」が日本農業遺産に認定されました。日本農業遺産認定を推進してきた「有田みかん地域農業遺産推進協議会」（以下「協議会」という。）では、このたびの認定を受けてロゴマークを定め、商品への添付、パンフレット・チラシ・ホームページ等広報物への使用により、有田地域の農産物、土産物、加工品、旅行等サービス商品のブランド化やイメージアップを図るとともに、日本農業遺産「みかん栽培の礎を築いた有田みかんシステム」の認知度向上を推進します。

### 協議会の構成

有田市、湯浅町、広川町、有田川町、和歌山県、ありだ農業協同組合、JA ありだ共選協議会、ブランドありだ果樹産地協議会、有田地方生活研究グループ連絡協議会、有田地方農業士協議会、有田地方 4HC 連絡協議会、紀州有田商工会議所、湯浅町商工会、広川町商工会、有田川町商工会、有田市観光協会、湯浅町観光協会、広川町観光協会、有田川町観光協会

## 2. 募集内容

### ロゴが象徴する内容

- ・ 傾斜地での石積み階段園によるみかん栽培
- ・ 多様な地勢（山や川の配置、標高など）・地質の組み合わせに応じたみかんの品種選定・栽培
- ・ 農家の高い観察力による優良品種発見と農家による苗木生産
- ・ 日本初の共同出荷組織「蜜柑方」を起源とする多様な出荷組織が共存

### 日本農業遺産「みかん栽培の礎を築いた有田みかんシステム」とは

有田地域では、高い観察力を持った生産者が、数多くの優良品種を見出すことで、栽培品種のバリエーションを高めてきました。加えて、みかん農家自身が高品質な「二年生・土付き苗木」を生産しており、産地内での品種育成と苗木生産の組み合わせにより、産地の自立性を向上させています。

栽培面においては、多様な地勢・地質の組み合わせに応じた栽培・品種選定を行うことで、高い品質を誇る「有田みかん」産地を地域全体で形成してきました。

また、日本初のみかん共同出荷組織「蜜柑方（みかんがた）」を起源とする多様な出荷組織が共存することで、「有田みかん」ブランドを維持しています。

このシステムにより、有田地域は、400年以上にわたり持続可能な発展を続け、日本一の生産量を誇る産地になるとともに、みかん栽培の礎を築き、他産地の発展を牽引してきました。

## 参考ホームページ

農林水産省世界農業遺産・日本農業遺産認定地域紹介

[https://www.maff.go.jp/j/nousin/kantai/giahs\\_3\\_arida.html](https://www.maff.go.jp/j/nousin/kantai/giahs_3_arida.html)

## 3. 応募作品

- ・応募用紙又は、14cm×10cm（はがき大）の枠を書いた用紙を用いて、ロゴマークと余白にその説明並びに応募者の氏名（ふりがな）、住所、電話番号、職業、年齢及び性別を記入し、郵送または電子メールでお送りください。
- ・ロゴマークの向きは縦横自由ですが、枠外に作品の上下が分かるよう明記してください。
- ・一人で複数の作品に応募することができますが、1作品ごとに必要事項を全て記載してください。必要事項が記載されていないものは無効となります。
- ・文字の大きさ、フォントは自由です。また、縦、横、円形など配列も問いません。
- ・色数は自由としますが、拡大・縮小、単色での使用も考慮してください。

## 4. 応募方法

- ・応募用紙は、有田振興局農業水産振興課、有田市有田みかん課、有田川町産業課、広川町産業建設課、湯浅町産業建設課に備え付けの応募用紙又は、ブランド有田果樹産地協議会ホームページからダウンロードしたものを使用してください。

ブランド有田果樹産地協議会ホームページ(有田みかんデータベース)

<http://www.mikan.gr.jp/index.html>

- ・応募作品は、下記のいずれかの方法でお送りください。
  - 【郵送】作品を折り曲げないようにし、封筒に「ロゴマーク応募」と明記してください。  
郵送先：有田振興局農業水産振興課  
（有田みかん地域農業遺産推進協議会事務局）  
〒643-0004 有田郡湯浅町湯浅 2355-1
  - 【電子メール】データは、JPEG 形式又は GIF 形式とし、2MB バイト以内で件名を「ロゴマーク応募」として下さい。  
メールアドレス：[arida@mikan.gr.jp](mailto:arida@mikan.gr.jp)

## 5. 応募資格

どなたでも応募できます。

## 6. 応募締切

令和4年4月30日（土）

## 7. 選考

協議会事務局に設置した審査委員会において審査し、入賞作品を決定

## 8. 表彰

- 最優秀賞 1点 賞状、賞金10万円  
優秀賞 2点 賞状、賞金2万円

## 9. 発表

ブランド有田果樹産地協議会ホームページ(有田みかんデータベース)等により公表します。

## 10. その他

- (1) 最優秀受賞作品の知的財産権に係る一切の権利は、有田みかん地域農業遺産推進協議会に譲渡するものとします。その場合、受賞者は著作者人格権を行使しないものとします。
- (2) 応募作品は、自作・未発表で、同一作品又は類似作品が他のコンテスト等への応募又は発表予定のないものに限ります。受賞作品がすでに発表されているものと同じ、あるいは酷似していること等が判明した場合やこの規定に違反していることが判明した場合には、審査結果発表後であっても受賞を取り消すことがあります。
- (3) 応募作品中に、他人が著作権を持つ著作物が含まれる場合には、応募者の責任において、その著作物について著作権者から応募のための複製等の利用許諾を得るものとします。また、人の肖像権等を利用する場合についても同様とします。  
なお、第三者から著作権その他権利侵害等の責任が問われた場合、応募者は自己の責任において解決を図るものとし、主催者は一切の責任を負わないこととします。
- (4) 採用作品の使用にあたっては、原案を尊重しながら補正・修正及び文字の付加、あるいは他の書体等との組み合わせにより使用させていただく場合があります。その場合は予め受賞者の承諾を得るものとします。
- (5) メール送信中のトラブル等により作品が届かなかった場合や、不可抗力の事故および何らかの障害でデータファイルが開けない等の問題が発生した場合、主催者は一切責任を負いません。
- (6) 応募作品は返却しません。
- (7) 応募者の個人情報の取り扱いについては、作品の審査および発表の範囲内においてのみ利用し、ご本人の同意がある場合を除き、第三者に提供することはありません。  
なお、受賞者の氏名と作品の説明は公表させていただく場合があります。
- (8) 賞金品は税金の対象となります。入賞者は賞金品に係る税金の確定申告については最寄りの税務署へご相談下さい。
- (9) 本規定に取り決めのない事項については主催者の判断により決定します。

## 11. 問い合わせ先

有田みかん地域農業遺産推進協議会事務局(事務担当:有田振興局農業水産振興課内)  
〒643-0004 有田郡湯浅町湯浅 2355-1  
TEL: 0737-64-1273 FAX: 0737-64-1274  
E-mail: [arida@mikan.gr.jp](mailto:arida@mikan.gr.jp)